特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 27日

広島市長

提出者

住所 広島市中区千田町1丁目9番6号

氏名 広島赤十字・原爆病院

院長 古川 善也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-241-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島赤十字・原爆病院				
事業場の所在地 広島市中区千田町1丁目9番6号					
計 画 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日					
当該事業場において現に行っている事業に関する事項					

①事業の種類医療業

②事 業 の 規 模 病床数 565床

③従 業 員 数 1,294名

④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程 収集運搬委託業者にて収集運搬・中間処理し、最終処分場にて埋め 立て処分をしている。

廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し焼却前の廃棄 物の乾燥に利用している。

別紙4 (廃棄物処理法-特管產廃処理計画書)

現状:前年度(計画:今年度(

4年度)実績量 5年度)計画量

_										単位:トン/年										単位:トン/年
	排出抑制に	関する事項	自ら行う再生利	川用に関する事項		自ら行う中間処	理に関する事項		自ら行う埋立処会	分等に関する事項					処理委託に関	する事項				
	排出	出量	自ら再生 産業廃	利用を行う 棄物の量	自ら熱回 産業廃事	収を行う 乗物の量	自ら中間処理 産業廃	ミにより減量する 棄物の量	自ら埋立処分又 行う産業!	は海洋投入処分を 発棄物の量	全処理	委託量	優良認定処 処理:	理業者への 委託量	再生利用 処理	月業者への 委託量	認定熱回 処理	収業者への 委託量	認定熱回収業 を行う業者へ	者以外の熱回収 の処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	1,931	1.5									1.931	1.9	0.001							
廃酸																				
廃アルカリ	0.004										0.004		0.004							
感染性産業廃棄物	350.303	34	5								350.303	345	350,303	345						
廃PCB等																				
PCB污染物																				
PCB処理物																				
特 指定下水汚泥																				
定鉱さい																				
害廃石綿等																				
産業燃え設																				
廃がしたが																				
物 廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)	0.001	0.00									0.001	0.001	0.001	0.001						
廃アルカリ(金属を含むもの)	0.001	0.00									0.001	0.001	0.001	0.001						
DEF FFFF (MERGE ET COUP)																				
合計	352,239	346.90	,		0	0		,			352,239	346,901	350,309	345,001	,	,			0	
H #1			OC TEL SE ME DE SE M	/		0		'	,	U	302,239	340,901	330,309	343,001		,	1	<u> </u>	0	U

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体 で作成したものでも提出可能です。

別図参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性医療廃棄物排出量の実状報告。 各部署に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物の分別 を徹底するよう要望。
②計画 (今後実施する予定の取組)	感染性医療廃棄物排出量の実状報告。 各部署に感染性医療廃棄物と非感染性医療廃棄物の分別 を徹底するよう要望。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物 の 種類及び分別に関する取組)	廃油・・・一斗缶および保管庫の整備。 感染性医療廃棄物・・・専用容器および保管庫の整備。 廃アルカリ・・・各部署にて専用容器および保管庫の整備。 廃酸(有害)・・・各部署にて専用容器および保管庫の整備。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産 業 廃棄物の種類及び分別に関する取 組)	種別に変更なし。 当院規定の医療廃棄物処理要綱に基づき分別を徹底する。 廃棄ボックス設置場所に感染性医療廃棄物と非感染性医療 棄物との分別表を掲示する。
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用	ーニー 用に関する事項
①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理	里に関する事項
①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

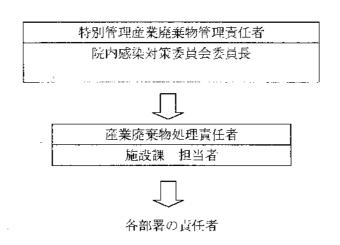
①現状 (これまでに実施した取組)	電子マニフェストにて管理を徹底。
②計画 (今後実施する予定の取組)	電子マニフェストにて管理を徹底。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	<u>352.24</u> t
	昨年度同様に特別管理産業廃棄物のマニフェスト情報登録 期限(引き渡した日から3日以内)遵守。 運搬完了および処理完了状況を確認。

特別管理産業廃棄物の処理に関わる管理体制

産業廃棄物処理に関する管理組織図





薬剤部:薬剤部長

檢查部:技師長

健康管理センター:健康相談課長

訪問看護ステーション:訪問看護ステーション課長

病理診断科部:病理検査課長